

## 旧窯業技術センターに係るこれまでの経緯

## 形質変更時要届出区域への指定

調査の経緯	<p>○令和元（2019）年 9 月 旧窯業技術センターの廃止</p> <p>窯業技術センターの移転に伴い、旧窯業技術センターにおいて有害物質使用特定施設が廃止され、調査義務が生じた。</p> <p>指定調査機関による土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染が確認された。</p>
調査結果	<p>○令和元（2019）年 5 月～同年 9 月 土壌汚染状況調査の実施 汚染土壌の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19 区画中 2 区画で基準超過</li> <li>・ 基準超過物質：鉛、ふっ素 <ul style="list-style-type: none"> <li>溶出量基準超過：鉛 1 区画（基準 5.6 倍）</li> <li>ふっ素 1 区画（基準 1.2 倍）</li> <li>含有量基準超過：鉛 1 区画（基準 2.8 倍）</li> </ul> </li> <li>・ 平面範囲：約 165 m<sup>2</sup></li> <li>※ 1 区画：10m×10m=100 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>○令和元（2019）年 10 月 調査結果報告書受理</p>
区域指定	<p>○令和元（2019）年 11 月 25 日 愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 土壌溶出量及び土壌含有量基準に適合していない</li> <li>➤ 健康被害等が生じるおそれがあるものには該当しない <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 周辺で地下水の飲用利用等がない</li> <li>→ センター敷地は一般人が立ち入れず、指定後も柵等の設置により立入禁止措置を施し、関係者以外の人立ち入る状況になく、直接表面の汚染土壌に触れることはない。</li> </ul> </li> <li>➤ 「形質変更時要届出区域への指定が妥当」</li> </ul> <p>○令和元（2019）年 12 月 20 日 基準不適合区画を法第 11 条第 1 項の「形質変更時要届出区域」に指定した。</p>